

22 日獣発第 71 号
平成 22 年 6 月 1 日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会
会長 山根 義久
(公印及び契印の押印は省略)

**指定動物(サル)の輸入に関し輸出国政府機関が指定する施設
の追加等について**

このことについて、平成 22 年 5 月 20 日付け 22 消安第 737 号をもって、農林水産省消費・安全局長から、別添写しのとおり通知がありましたので、貴会関係者に周知方お願いします。

なお、このたびの通知は、指定動物（サル）の輸入に関し輸出国政府機関が指定する施設にカンボジア王国の施設を追加するとともに、従来の指定施設の記載を整理等することとし、感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則第 4 条の規定に基づき、同条表の輸入可能地域のうち第 2 号に掲げる地域の項の下欄 1 号及び 2 号の農林水産大臣が指定する施設を定める件について、平成 22 年 5 月 20 日に全部を改正、公布されたというものです。

本件内容の問合せ先

日本獣医師会事業担当主任 駒田
TEL 03-3475-1601 (内 28)

【参 考】

感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則（抜粋）

（輸出国における検査）

第四条

法第五十五条第一項の規定による輸出国の政府機関が発行する証明書に記載すべき事項のうち、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号）第八条で定める感染症（以下「指定感染症」という。以下同じ。）にかかっていない旨又はかかっている疑いがない旨の確認は、次の表の上欄に掲げる指定動物のうち、同表の相当中欄に掲げる地域から輸入されるものについて、それぞれ相当下欄に掲げる方法により行われたものでなければならない。

指定動物	地域	事項
サル	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十四条第一号の輸入禁止地域等を定める省令（平成十一年／厚生省／農林水産省／令第二号）第一条の表の下欄の第一号及び第二号に掲げる地域（以下「輸入可能地域」という。）のうち第一号に掲げる地域	一 当該地域において生産され、指定感染症の発生を予防するために必要な設備を備えているものとして農林水産大臣の定める基準に適合するものとして輸出国の政府機関が指定する施設において三十日以上に係留による検査を受けたこと。 二 輸入可能地域から当該地域に輸入され、指定感染症の発生を予防するために必要な設備を備えているものとして農林水産大臣の定める基準に適合するものとして輸出国の政府機関が指定する施設において三十日以上に係留による検査を受けたこと。
	輸入可能地域のうち第二号に掲げる地域	一 当該地域において生産され、指定感染症の発生を予防するために必要な設備を備えているものとして農林水産大臣の定める基準に適合するものとして農林水産大臣が指定する施設において三十日以上に係留による検査を受けたこと。 二 輸入可能地域から当該地域に輸入され、指定感染症の発生を予防するために必要な設備を備えているものとして農林水産大臣の定める基準に適合するものとして農林水産大臣が指定する施設において三十日以上に係留による検査を受けたこと。



22消安第737号
平成22年5月20日

(社) 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局長



感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則第4条の規定に基づき、同条の表の輸入可能地域のうち第2号に掲げる地域の項の下欄第1号及び第2号の農林水産大臣が指定する施設を定める件の全部を改正する件について

今般、感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則（平成11年農林水産省令第83号）第4条の規定に基づき、平成22年5月20日農林水産省告示第793号（感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則第4条の表の規定に基づき、農林水産大臣が指定する施設を定める件の全部を改正する件）を別紙のとおり本日付けで改正・交付しましたので、お知らせします。



官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府 令〕

○沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令 (内閣府二八)

〔省 令〕

○水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法施行規則 (環境九)

〔告 示〕

○衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定について届出のあった件 (総務一九五)

○衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続について届出のあった件 (同一九六)

○衆議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称、略称等について届出があった件 (中央選挙管理会五)

○健康保険組合の合併を認可した件 (厚生労働二一八)
○健康保険組合の名称を変更した件 (同二一九)

○健康保険組合の事務所の所在地を変更した件 (同二二〇)

○感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則第四条の規定に基づき、同条の表の輸入可能地域のうち第二号に掲げる地域の項の下欄第一号及び第二号の農林水産大臣が指定する施設を定める件の全部を改正する件 (農林水産七九三)

○型式検査に合格した農機具の型式等について報告があった件 (同七九四)

○計量法第百条において準用する同法第六十六条の規定によって指定製造事業者の指定の効力を失った件 (経済産業一一七)

○砂防法第二条の土地を指定する件 (国土交通五二六、五一八)

○水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法に基づき救済措置に関する方針を公表する件 (環境三三)

○道路に関する件 (東北地方整備局一一二)

○道路に関する件 (関東地方整備局二六〇)

○登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件 (近畿地方整備局一四四)

○道路に関する件 (四国地方整備局五七)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 法務省 最高裁判所

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

産 業

日本工業規格 (経済産業省)

標準仕様書 (T S) の公表について (同)

勞 働

争議行為の通知の公表について (厚生労働省)

国家試験

平成二十二年度弁理士試験の試験会場 (工業所有権審議会)

海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令附則第二条第三項の規定による水先人試験の施行 (国土交通省)

〔資 料〕

閣議決定等事項

〔公 告〕

諸事項

官庁

財団、司法書士懲戒処分、土地家屋調査士懲戒処分、製造たばこ小売定価関係

裁判所

相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

特殊法人等

企業年金基金変更関係
会社その他

○厚生労働省告示第二百十九号
 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十六条第二項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる健康保険組合の名称を同表の下欄に掲げる日をもって同表の中欄に掲げる名称に変更することに係る規約の変更を認可したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十二年五月二十日
 厚生労働大臣 長妻 昭
 変更前の名称 変更後の名称 変更年月日
 三菱UFJ証券健康保険組合 三菱UFJ証券グループ健康保険組合 平成二十二年五月一日
 池田銀行健康保険組合 池田泉州銀行健康保険組合 平成二十二年五月一日

○厚生労働省告示第二百二十号
 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十六条第三項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる健康保険組合の同表の第三欄に掲げる事務所の所在地を同表の第五欄に掲げる日をもって同表の第四欄に掲げる所在地に変更することに係る規約の変更の届出を受理したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十二年五月二十日
 厚生労働大臣 長妻 昭
 変更前の所在地 変更後の所在地 変更年月日
 健康保険組合名 事務所区分
 東京商工リサーチ 主たる事務所 東京都港区新橋一丁目九番六号 東京都千代田区大手町一丁目三番一号 平成二十二年十一月二十四日
 子健康保険組合 事務所区分
 東京商工リサーチ 主たる事務所 東京都港区新橋一丁目九番六号 東京都千代田区大手町一丁目三番一号 平成二十二年十一月二十四日

セイコー健康保 主たる事務所 東京都港区芝浦一丁目二番一号 東京都江東区新大橋一丁目十二番十三号 平成二十二年二月八日
 内田洋行健康保 主たる事務所 東京都江東区潮見二丁目九番十五号 東京都江東区東陽二丁目三番二十五号 平成二十二年二月十五日
 丸善健康保険組 主たる事務所 東京都中央区日本橋三丁目九番二号 東京都品川区東品川四丁目十三番十四号 平成二十二年三月二十二日
 TCM健康保険 主たる事務所 東京都港区西新橋一丁目十五番五号 大阪府大阪市西区京町堀一丁目十五番十号 平成二十二年五月一日
 池田泉州健康保 主たる事務所 大阪府池田市城南二丁目一番十一号 大阪府大阪市北区角田町三丁目四番十四号 平成二十二年五月一日
 池田泉州健康保 主たる事務所 大阪府池田市城南二丁目一番十一号 大阪府大阪市北区角田町三丁目四番十四号 平成二十二年五月一日

クラレ健康保険 主たる事務所 大阪府大阪市北区梅田一丁目十二番三十九号 大阪府大阪市北区角田町八番一号 平成二十二年五月六日
 サクサ健康保険 主たる事務所 東京都港区白金一丁目十番三十三号 神奈川県相模原市中央区宮下三丁目十四番十五号 平成二十二年六月二日
 ウシオ電機健康 主たる事務所 東京都千代田区大手町二丁目六番一号 神奈川県横浜市青葉区元石川町六千四百九番 平成二十二年六月一日

○農林水産省告示第七百九十三号
 感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則（平成十一年農林水産省令第八十三号）第四条の規定に基づき、平成十七年九月十三日農林水産省告示第千三百七十八号（感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則第四条の規定に基づき、同条の表の輸入可能地域のうち第二号に掲げる地域の項の下欄第一号及び第二号の農林水産大臣が指定する施設を定める件）の全部を改正し、公布の日から施行する。

平成二十二年五月二十日
 農林水産大臣 赤松 広隆

感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則第四条の表の輸入可能地域のうち第二号に掲げる地域の項の下欄第一号及び第二号の農林水産大臣が指定する施設は、次に掲げるとおりとする。

施設	所在地
プレスタシー・ファウナ・ヌーサンタラ社の施設	インドネシア共和国 西ジャワ州タンゲラン県
タマンサファリ・インドネシア社の施設	インドネシア共和国 西ジャワ州ボゴール県
ニュー・インクアテックス社の施設	インドネシア共和国 西ジャワ州ボゴール県
ポゴール農業大学霊長類研究センターの施設	インドネシア共和国 西ジャワ州ボゴール市
ラフシンド社の施設	インドネシア共和国 バンテン州タンゲラン県
アニマル・ファームの施設	ガイアナ協同共和国 ジョージタウン市
ヴァニー・バイオリサーチ・コーポレーション・リミテッドの施設	カンボジア王国 カンダ州キン・スヴァイ郡
ティエン・フリー・カンボジア・アニマル・プリーディング・リサーチ・センターの施設	カンボジア王国 コンボンチャム州チュエンプレイ区
アンコール・プライメイツ・センター・インコーポレーションの施設	カンボジア王国 コンボントム州コンボン・スヴァイ郡
ハンセンズ・トロピカル・ワイルドライフの施設	スリナム共和国 パラマリボ州
スリ・ワイルド・フラワーズ・アンド・アニマルズの施設	スリナム共和国 ワニカ州
雲南霊長類実験動物有限公司の施設	中華人民共和国 雲南省昆明市
海南金港実験動物科技有限公司の施設	中華人民共和国 海南省海口市
広東省肇慶市実験動物科技研究中心の施設	中華人民共和国 広東省高要市
広東省肇慶市実験動物科技有限公司の施設	中華人民共和国 広東省高要市
玉林市洪峰実験動物馴養繁殖中心の施設	中華人民共和国 広西壮族自治区玉林市
広西桂東霊長類開発実験有限公司の施設	中華人民共和国 広西壮族自治区広西梧州市
広西新豊源生物科技有限公司の施設	中華人民共和国 広西壮族自治区南寧市
広西雄姿霊長類実験動物養殖開発有限公司の施設	中華人民共和国 広西壮族自治区平南県
防城港常春生物技术開発有限公司の施設	中華人民共和国 広西壮族自治区防城港市
軍事医学科学院実験動物中心の施設	中華人民共和国 北京市豊台区
イナリサーチ・フィリピンズ霊長類品質管理センターの施設	フィリピン共和国 バタンガス州サント・トマス町
デルムンド・トレーディングの施設	フィリピン共和国 東ミンドロ州プエルト・ガレラ町

